

公示

独立行政法人国際協力機構契約事務取扱細則（平成15年細則(調)第8号）（以下「細則」という。）に基づき下記

のとおり公示します。

2024年6月5日

独立行政法人国際協力機構
契約担当役 理事

記

1. 公示件名：全世界2024年度案件別外部事後評価パッケージI-4
（コンゴ民主共和国、ブルキナファソ、タンザニア、リベリア）
（QCBS-ランプサム型）
2. 競争に付する事項：企画競争説明書第1章1. のとおり
3. 競争参加資格：企画競争説明書第1章3. のとおり
4. 契約条項：
「調査業務用」契約約款及び契約書様式を参照
5. プロポーザル及び見積書の提出：
企画競争説明書第1章2. 及び6. のとおり
6. その他：企画競争説明書のとおり

企画競争説明書 (QCBS-ランプサム型)

業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージ I-4
(コンゴ民主共和国、ブルキナファソ、タンザニア、リベリア) (QCBS-ランプサム型)

調達管理番号：24a00209

【内容構成】

第 1 章 企画競争の手続き

第 2 章 特記仕様書案

第 3 章 プロポーザル作成に係る留意事項

本説明書は、「独立行政法人国際協力機構（以下「JICA」という。）」が、民間コンサルタント等に実施を委託しようとする業務について、当該業務の内容及び委託先を選定する方法について説明したものです。

本件業務の発注においては、競争参加者が提出するプロポーザルに基づき、その企画、技術の提案、競争参加者の能力等を総合的に評価した技術評価点と、同じく競争参加者が提出する見積書の見積額に基づいた価格評価点の総合点により評価・選定を行うことにより、JICAにとって最も有利な契約相手方を選定します。競争参加者には、この説明書及び貸与された資料に基づき、本件業務に係るプロポーザル及び見積書の提出を求めます。

なお、本説明書の第 2 章「特記仕様書案」、第 3 章 2. 「業務実施上の条件」は、プロポーザルを作成するにあたっての基本的な内容を示したものですので、競争参加者がその一部を補足、改善又は修補し、プロポーザルを提出することを妨げるものではありません。プロポーザルの提案内容については、契約交渉権者を行う契約交渉において協議し、最終的に契約書の付属として合意される「特記仕様書」を作成するものとします。

調達・派遣改革の各種施策が導入された2023年10月版となりますので、変更点にご注意ください。

2024 年 6 月 5 日

独立行政法人国際協力機構

調達・派遣業務部

第1章 企画競争の手続き

1. 競争に付する事項

(1) 業務名称：全世界 2024 年度案件別外部事後評価パッケージ I-4（コンゴ民主共和国、ブルキナファソ、タンザニア、リベリア）（QCBS-ランプサム型）

(2) 業務内容：「第2章 特記仕様書案」のとおり

(3) 適用される契約約款：

(○) 「調査業務用」契約約款を適用します。これに伴い、消費税課税取引と整理しますので、最終見積書において、消費税を加算して積算してください¹。
(全費目課税)

(4) 契約履行期間（予定）：2024年8月～2025年10月

上記の契約履行期間を分割する想定はありませんが、競争参加者は、業務実施のスケジュールを検討のうえ、契約履行期間の分割を提案することを認めます。ただし、分割提案においても、原則、次期契約時に単価の見直しは致しません。

先方政府側の都合等により、本企画競争説明書に記載の現地業務時期、契約履行期間、業務内容が変更となる場合も考えられます。これらにつきましては契約交渉時に協議の上決定します。

(5) ランプサム（一括確定額請負）型

本件について、業務従事実績に基づく報酬確定方式ではなく、当該業務に対する成果品完成に対して確定額の支払を行うランプサム（一括確定額請負）型にて行います。

¹ 電子入札対象案件では、電子入札システムに入力する金額は税抜きとなりますが、消費税課税取引ですので、最終見積書及び契約書は消費税を加算して作成してください。

(6) 前金払の制限

本契約については、契約履行期間が12ヵ月を超えますので、前金払の上限額を制限します。

具体的には、前金払については1年毎に分割して請求を認めることとし、それぞれの上限を以下のとおりとする予定です。なお、これは、上記(4)の契約履行期間を想定したものであり、契約履行期間が異なる場合等の限度額等につきましては、契約交渉の場で確認させていただきます。

- 1) 第1回(契約締結後) : 契約金額の34%を限度とする。
- 2) 第2回(契約締結後13ヵ月以降) : 契約金額の6%を限度とする。

(7) 部分払いの設定²

本契約については、以下の時期での部分払を含めて部分払いを計画します。

- 1) 2024年度末(2025年2月頃)

2. 担当部署・日程等

(1) 選定手続き窓口

調達・派遣業務部 契約第一課

電子メール宛先 : outm1@jica.go.jp

担当者メールアドレス : Nakashima.Keiko@jica.go.jp

(2) 事業実施担当部

評価部 事業評価第二課

(3) 日程

本案件の日程は以下の通りです。

No.	項目	期限日時
1	配付依頼受付期限	2024年6月11日12時
2	企画競争説明書に対する質問	2024年6月19日12時
3	質問への回答 6月12日12時までの受領分	第1回 回答日 2024年6月17日
4	質問への回答	第2回(最終) 回答日

² 各年度の進捗に伴う経費計上処理のため、実施済事業分に相当した支払を年度ごとに行う必要があります。

		2024年 6 月 24 日
5	プロポーザル等の提出用フォルダ作成依頼	プロポーザル等の提出期限日の 4 営業日前から 1 営業日前の正午まで
6	本見積額（電子入札システムへ送信）、本見積書及び別見積書、プロポーザル等の提出日	2024年 6 月 28 日 12 時
7	プレゼンテーション	行いません。
8	プロポーザル審査結果の連絡	見積書開封日時の 2 営業日前まで
9	見積書の開封	2024年 7 月 11 日 11 時 30 分
10	評価結果の通知日	見積書開封日時から 1 営業日以内
11	技術評価説明の申込日（順位が第 1 位の者を除く）	評価結果の通知メールの送付日の翌日から起算して 7 営業日以内 (申込先： https://forms.office.com/r/6MTyT96ZHM) ※2023 年 7 月公示から変更となりました。

3. 競争参加資格

(1) 各種資格の確認

以下については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン（2024 年 4 月）」を参照してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

- 1) 消極的資格制限
- 2) 積極的資格要件
- 3) 競争参加資格要件の確認

(2) 利益相反の排除

本項目については 10 ページの「事後評価業務における排除者条項」を参照ください。

(3) 共同企業体の結成の可否

共同企業体の結成を認めます。ただし、業務主任者は、共同企業体の代表者の者とします。

なお、共同企業体の構成員（代表者を除く。）については、上記（1）の 2）に規定する競争参加資格要件のうち、1）全省庁統一資格、及び 2）日本登記法人は求めません（契約交渉に際して、法人登記等を確認することがあります）。

共同企業体を結成する場合は、共同企業体結成届（様式はありません。）を作成し、プロポーザルに添付してください。結成届には、代表者及び構成員の全ての社の代表者印又は社印は省略可とします。また、共同企業体構成員との再委託契約は認めません。

4. 資料の配付依頼

資料の配付について希望される方は、下記 JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法（2023年3月24日版）」に示される手順に則り依頼ください（依頼期限は「第1章 企画競争の手続き」の「2.（3）日程」参照）。

（URL：<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>）

提供資料：

- ・ 第3章 技術提案書作成要領に記載の配付資料
- ・ 「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則」

「独立行政法人国際協力機構 サイバーセキュリティ対策に関する規程」及び「サイバーセキュリティ対策実施細則については、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後、受注した場合は履行期間終了時に速やかに廃棄することを求めます。

5. 企画競争説明書に対する質問・回答及び説明書の変更

（1）質問提出期限

- 1) 提出期限：上記2.（3）参照
- 2) 提出先：上記2.（1）選定手続き窓口宛
CC：担当メールアドレス
- 3) 提出方法：電子メール

- ① 件名：「【質問】調達管理番号_案件名」
- ② 添付データ：「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）

注1）質問は「質問書フォーマット」（JICA 指定様式）に記入し電子メールに添付して送付してください。本様式を使用されない場合は、回答を掲載しない可能性があります。JICA 指定様式は下記（2）の URL に記載されている「公示共通資料」を参照してください。

注2) 公正性・公平性確保の観点から、電話及び口頭でのご質問は、お断りしていません。

注3) 質問提出期限内であれば、何回でも質問の提出を受け付けます。

(2) 回答方法

上記2. (3) 日程のとおり、原則2回に分けて以下の JICA ウェブサイトに掲載します。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

6. プロポーザル等の提出

(1) 提出期限：上記2. (3) 参照

(2) 提出方法

具体的な提出方法は、JICA ウェブサイト「業務実施契約の公示にかかる説明書等の受領方法及び競争参加資格確認申請書・プロポーザル・見積書等の電子提出方法(2023年3月24日版)」をご参照ください。

(URL: <https://www2.jica.go.jp/ja/announce/index.php?contract=1>)

1) プロポーザル

- ① 電子データ (PDF) での提出とします。
- ② 上記2. (3) にある期限日時までに、プロポーザル提出用フォルダ作成依頼メールを e-koji@jica.go.jp へ送付願います。
- ③ 依頼メール件名：「提出用フォルダ作成依頼_ (調達管理番号) _ (法人名)」)
- ④ 依頼メールが1営業日前の正午までに送付されない場合はプロポーザルの提出ができなくなりますので、ご注意ください。
- ⑤ プロポーザル等はパスワードを付けずに GIGAPOD 内のフォルダに格納 ください。

2) 本見積額

- ① 電子入札システムを使用して、別見積指示の経費の金額を除く金額 (消費税は除きます。) を、上記2. (3) 日程の提出期限までに電子入札システムにより送信してください。
- ② 上記①による競争参加者の本見積額により価格点を算出し、総合点を算出して得られた交渉順位の結果を別途、全ての競争参加者に通知します。この通知は電子入札システムの機能によらず、契約担当者等から電子メールにより

行います。この際に、交渉順位1位となった競争参加者には上記の本見積額に係る見積書（含む内訳書）にかかるパスワードを求めます。

3) 本見積書及び別見積書、別提案書

本見積書、別見積書、及び別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）は GIGAPOD 内のフォルダに格納せず、パスワードを設定した PDF ファイル とし、上記2.（3）の提出期限までに、別途メールで e-koji@jica.go.jp へ送付ください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

なお、別見積については、「第3章4.（3）別見積について」のうち、1）の経費と2）～3）の上限額や定額を超える別見積りが区別できるようにしてください（ファイルを分ける、もしくは、同じファイルでも区別がつくようにしていただくようお願いいたします）。

(3) 提出先

1) プロポーザル

「JICA 調達・派遣業務部より送付された格納先 URL」

2) 見積書（本見積書及び別見積書）及び別提案書

① 宛先：e-koji@jica.go.jp

② 件名：（調達管理番号）_（法人名）_見積書

〔例：20a00123_〇〇株式会社_見積書〕

③ 本文：特段の指定なし

④ 添付ファイル：「20a00123_〇〇株式会社_見積書」

⑤ 見積書及び別提案書のPDFにパスワードを設定してください。なお、パスワードは、JICA 調達・派遣業務部からの連絡を受けてから送付願います。

(4) 提出書類

1) プロポーザル・見積書

2) 別提案書（第3章4.（2）に示す上限額を超える提案がある場合のみ）

(5) 電子入札システム導入にかかる留意事項

1) 作業の詳細については電子入札システムポータルサイトをご確認ください。

(URL:<https://www.jica.go.jp/announce/notice/ebidding.html>)

2) 電子入札システムを利用しない入札は受け付けません。

7. 契約交渉権者の決定方法

(1) 評価方式と配点

プロポーザルに対する技術評価点と見積書に対する価格評価点を合算して評価します。技術評価点と価格評価点を合算した総合評価点を100点満点とし、**配点を技術評価点80点、価格評価点20点とします。**

(2) 評価方法

1) 技術評価

「第2章 プロポーザル作成に係る留意事項」の別紙「プロポーザル評価配点表」の項目ごとに、各項目に記載された配点を満点として、以下の基準により評価し、合計点を技術評価点とします。評価の具体的な基準や評価に当たっての視点については「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」より以下を参照してください。

- ① 別添資料1「プロポーザル評価の基準」
- ② 別添資料2「コンサルタント等契約におけるプロポーザル評価の視点」
- ③ 別添資料3「業務管理グループ制度と若手育成加点」

また、第3章4.(2)に示す上限額を超える提案については、プロポーザルには含めず（プロポーザルに記載されている提案は上限額内とみなします）、別提案・別見積としてプロポーザル提出日に併せて提出してください。この別提案・別見積は評価に含めません。契約交渉順位1位になった場合に、契約交渉時に別提案・別見積を開封し、契約交渉にて契約に含めるか否かを協議します。

技術評価点が基準点（100点満点中60点を下回る場合には不合格となります）。**なお、合否の結果をプロポーザルに記載のメールアドレス宛にお知らせします。不合格の場合、電子入札システムに送信いただいた見積額の開札は行いません。**

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

2) 評価配点表以外の加点について

評価で60点以上の評価を得たプロポーザルを対象に以下について加点されま

① 業務管理グループ制度及び若手育成加点

本案件においては、業務管理グループ（副業務主任者1名の配置）としてシニア（46歳以上）と若手（35～45歳）が組んで応募する場合（どちらが業務主任者でも可）、一律2点の加点（若手育成加点）を行います。

3) 価格評価

価格評価点は、①最低見積価格の者を100点とします。②それ以外の者の価格は、最低見積価格をそれ以外の者の価格で割り100を乗じます（小数点第三位以

下を四捨五入し小数点第二位まで算出)。具体的には以下の算定式により、計算します。

① (価格評価点) = 最低見積価格 = 100 点

② (価格評価点) = 最低見積価格 / (それ以外の者の価格) × 100 点

ただし、ダンピング対策として、競争参加者が第3章4.(2)に示す上限額の80%未満の見積額を提案した場合は、上限額の80%積額とみなして価格点を算出します。

上限額の80%下回る見積額が最も安価な見積額だった場合、具体的には以下の算定式により価格点を算出します。

最も安価な見積額：価格評価点 = 100 点

それ以外の見積額 (N)：価格評価点 = (上限額 × 0.8) / N × 100 点

*最も安価ではない見積額でも上限額の80%未満の場合は、上限額の80%をNとして計算します。

4) 総合評価

技術評価点と価格評価点を80:20の割合で合算し、総合評価点とします。総合評価点は、技術評価点分及び価格評価点分をそれぞれ小数点第二位まで計算し、合算します。

(総合評価点) = (技術評価点) × 0.8 + (価格評価点) × 0.2

(3) 見積書の開封

価格評価点の透明性確保のため、電子入札システムを介して提供された本見積額(消費税抜き)は上記2.(3)日程に記載の日時にて開封します。また、電子入札システムへの送信額は消費税抜き価格としてください。電子入札システムにて自動的に消費税10%が加算されますが、評価は消費税抜きの価格で行います。

なお、技術評価の確定に時間を要し、見積額の開封の日時が延期されることもあります。その場合、競争参加者に対し、再設定された日時を連絡します。

※不合格の場合、電子入札システムへ送信いただいた見積額は開札しません。

(4) 契約交渉権者の決定方法

1) 総合評価点が高い競争参加者を契約交渉権者として決定します。

2) 総合評価点が高かった場合は、技術評価点の高い競争参加者を優先します。

- 3) 最も高い総合評価点が複数あり、更にその内複数の技術評価点が同点であった場合は、くじ引きにより契約交渉権者を決定します。

8. 評価結果の通知・公表と契約交渉

評価結果（順位）及び契約交渉権者を上記2.（3）日程の期日までにプロポーザルに記載されている電子メールアドレス宛にて各競争参加者に通知します。

9. フィードバックのお願いについて

JICA では、公示内容の更なる質の向上を目的として、競争参加いただいたコンサルタントの皆様からフィードバックをいただきたいと考えています。つきましては、お手数ですが、ご意見、コメント等をいただけますと幸いです。具体的には、選定結果通知時に、入力用 Forms をご連絡させていただきますので、そちらへの入力をお願いします。

【事後評価業務における排除者条項（2024年度版）】

1. 本件業務においては、評価の中立性・独立性を確保するため、利益相反が生ずる以下の法人または個人は、元請・下請にかかわらず、原則、本件調達の契約相手方及び業務従事者になることができません³。

- ① 本件業務の評価対象案件にかかる計画策定（詳細計画策定調査／準備調査等の事前の調査の評価分析を含む）、概略／基本設計、施設・設備・機材の詳細設計、施工監理、調達監理を担当した法人または個人
- ② 本件業務の評価対象案件の実施（調達、建設、役務提供及び案件の課題・リスクの分析や処方箋の検討等案件実施監理の根幹に関わる業務等を含む。）に従事したことがある個人。ただし、貸付実行促進支援等他国・地域への汎用性がある援助制度そのものに関する先方実施機関の理解促進支援や在外事務所等を基点とする在外拠点の業務支援のみに従事した場合を除く。
- ③ 本件業務における評価対象案件で調達した資機材等の製造部門を有する法人、および右部門に属し対象案件の実施に従事したことがある個人
- ④ 本件業務における評価対象案件の実施にあたり、機構等から委任等を受けて専門家として従事した個人

【注意】

2. 本件業務の評価対象案件にかかる事業評価（中間レビュー、終了時評価）への従事は上記制限の対象とはしません。

3. 利益相反の判断にあたっては、上記1. の業務従事の形式に加え、その内容（TORから生じる評価業務との関係度合等）が本件業務における評価の中立性・独立性に与える影響が考慮されます。

4. 本件業務の評価対象案件にかかる先方実施機関もしくは協力実施機関（JICA、旧OECF、旧JBICを含む）等で対象案件の計画・実施に管理職として従事した者は、上記1. に関わらず本件業務には参加できません。

5. JVによる応札で上記1. に該当する法人ないし個人がパートナーとして参加する場合は、JV間の情報共有体制による利益相反の防止策を確認するとともに、評価担当案件及び契約の責任範囲を確認し判断します。なお、契約の実施段階において、利益相反の防止策の実効性について確認を求めることがあります。

6. 応札法人の関連企業（子会社ないし関連会社）が上記1. に該当する場合、応札法人が直接利益相反の対象でなければ上記制限の対象とはしません。

³ 評価の中立性、独立性については、JICA「事業評価ガイドライン」（第2版）、日本評価学会「評価倫理ガイドライン」（2014年12月）を参照ください。

【利益相反の事前確認】

上記1. ①～④に該当すると考える方は、下記のフォーマットを参考に、関連番号、従事した業務の TOR・人月等、評価業務との関係、利益相反の防止策について（従事した業務内容がわかる関連資料がある場合はそれも併せて）、6月21日（金）12時までに、評価部事業評価第一課宛（evtel@jica.go.jp）に情報を提出ください。プロポーザル提出期限前日までに、排除者条項の適用判断につき、当機構より回答いたします。ただし、回答前に追加の説明ないしは資料の提出を求める場合もあります。

提出した利益相反の防止策が当機構にて妥当と認められなかった場合でも、上記提出期限前であれば、修正の上、再提出を可とします。

なお、応募者が利益相反に該当しないと判断し事前にJICAへの連絡を行っていない場合でも、JICAからプロポーザル評価、契約交渉の段階で、排除者条項に該当する個人あるいは法人に該当すると判断し排除する場合、あるいは追加の説明資料等の提出を求める場合があります。

ご連絡いただいた内容への回答については、内容に応じ個別ないし JICA ホームページ上に行います。

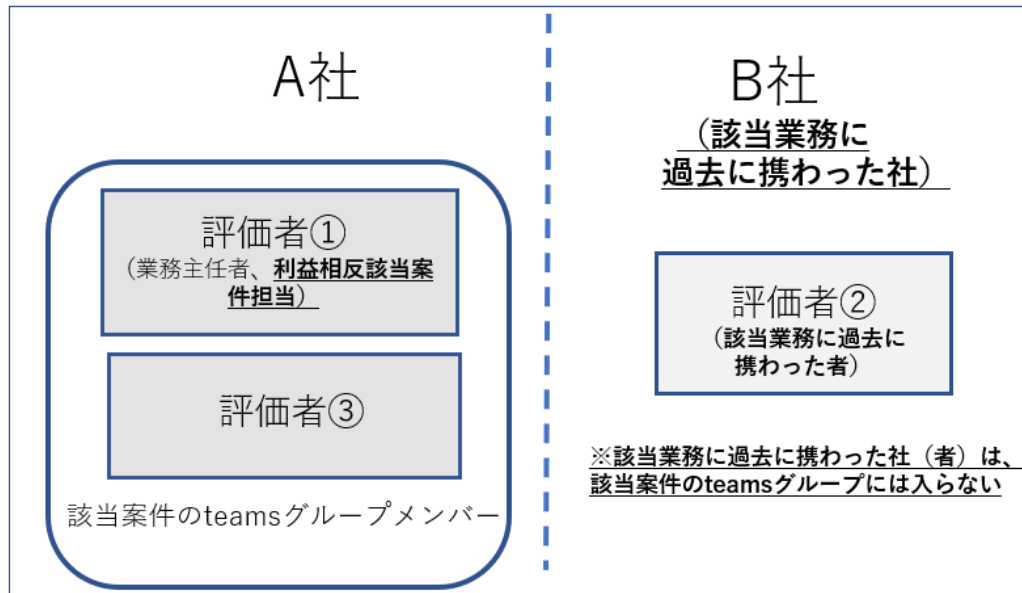
以下に示すのはあくまで記載の一例であることにご留意ください。

関連番号 (*1)	従事した業務の TOR・人月等	評価業務との関係 (*2)	利益相反の防止策 (*3)
①	(例) 準備・形成段階の調査における各種データ収集を法人として受託した。1人月	評価業務の有効性におけるベースライン値が関係するが、 <u>評価の判断とは直接の関係が無い。</u>	本業務の業務主任者・該当案件の担当（評価者）は左記業務に携わった者と異なる要員を充て、両者の間で、情報共有を遮断する体制を確保する。
②、③、④	(例) 案件の実施支援で、セミナー開催支援（ロジスティックサポート）を法人として受託した。0.5人月	評価業務の成果においてセミナーの回数・内容等が関係するが、 <u>受託内容と評価判断（セミナーの成果）とは直接の関係が無い。</u>	
①	(例) J/V の一員（A社）が X 事業で、案件準備の業務受託をした。5人月	当該事業の指標及び目標値設定を支援しており、有効性の判断で利益相反が発生する可能性がある。	X 事業の事後評価は業務主任者・担当者ともに JV を構成する B 社が担う。 <u>その際、A社とB社で情報共有を遮断する体制を確保する。</u>

(*1) 前頁記載 1. にある法人・個人の業務を関連番号で表示。

(*2) 過去に従事した業務等が、評価業務のどの部分に関連するかを明確に記載願います。

(*3) 利益相反の防止策は具体的に体制、情報の授受・遮断の方法等について計画し、JICA に提示願います。例えば、本件業務の実施に際しては、連絡を取り合う teams グループを作成し、対象の者（社）が入らないように、グループを設定する。



第2章 特記仕様書案

本特記仕様書案に記述されている「脚注」、別紙「プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項」については、競争参加者がプロポーザルを作成する際に提案いただきたい箇所や参考情報を注意書きしたものであり、契約に当たって、契約書附属書Ⅱとして添付される特記仕様書からは削除されます。

また、契約締結に際しては、契約交渉相手方のプロポーザルの内容を適切に反映するため、契約交渉に基づき、必要な修正等が施された上で、最終的な「特記仕様書」となります。

第1条 業務の背景・経緯

当機構は、以下の目的のために事後評価を行い、評価結果を公表している。

- (1) 事業の成果を評価することにより、日本国民および相手国を含むその他ステークホルダーへの説明責任を果たすこと。
- (2) 評価結果を基に提言、教訓を導き出し、フィードバックすることにより、相手国政府及び当機構による当該事業及び将来事業における改善を図ること。

技術協力プロジェクト及び無償資金協力事業の事後評価は、原則事業完了3年後、また、円借款事業については原則事業完成2年後までに、海外投融資については事業の特性に応じた時期に評価を実施している。また、客観性や透明性を確保するため10億円以上の事業または有効な教訓が得られる可能性が高い事業は外部者による評価を実施している。

第2条 業務の目的と範囲

本業務は、2024年度外部事後評価として、DAC評価6基準による評価を行うものである。本業務対象国および対象案件は以下のとおり。

	国名	スキーム	案件名
1	コンゴ民主共和国	無償	キンシャサ市道路維持管理機材整備計画
2	ブルキナファソ	無償	ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画
3	ブルキナファソ	無償	中学校校舎建設計画
4	タンザニア	無償	第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画
5	リベリア	無償	モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画、第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画（一体評価）

※「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」活用の案件：No. 2（ブルキナファソ）、No. 3（ブルキナファソ）

※衛星データ利用の案件：No. 5（リベリア）

第3条 業務の実施方針及び留意事項

（1）調査・分析の実施基準

事後評価に当たっては、機構が実施するすべての事後評価を統一的な基準で実施するため、別に指示がない限り、評価6基準（妥当性、整合性、有効性、インパクト、持続性、効率性）⁴及び以下の資料に準拠すること。本調査により収集・確認されたエビデンスに基づき事実を特定し、判明した事実関係を基に評価を行うこと。

- 外部事後評価レファレンス（2024年度版）⁵
- 外部事後評価における調査手法のレファレンス
- JICA事業評価ガイドライン（第2版）⁶
- JICA事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）⁷
- 簡易型外部事後評価について
- 紛争影響国・地域の事業評価の手引き（JICA内部資料）（2022年版）
- 事業評価における衛星・GISデータ活用にかかる資料⁸

（2）安全配慮と現地調査範囲

業務従事者は、対象国への渡航ができる場合は渡航し、すべての事業サイトを踏査することを基本に現地調査を行う。他方、治安上の理由により訪問できない場合、事業サイトが複数・広範囲にわたるためすべての事業サイト訪問が現実的ではない場合は、情報収集は質問票の回収及びメール・電話等での補足、現地調査補助員による踏査により実施する。案件ごとの具体的な対応は以下のとおり⁹。

1）コンゴ民主共和国：キンシャサ市道路維持管理機材整備計画

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（キンシャサ市）の現状を踏査して情報収集をする。インフラ・公共事業・再建設省、道路・排水公社、道路公社についても、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等を確認する。事前評価表では、②について技術協力「道路維持管理能力強化プロジェクト」（2016-2018）」を実施し、本事業を通じて維持管理機材を整備することで、維持管理体制の強化が想定されていた。

⁴ 評価6基準のうち、事業効果発現を確認するための有効性とインパクトについては、既存データに基づき判断することを基本とし、定性的なデータを収集することにより補完を行う。この点を踏まえ、設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について、プロポーザルで提案すること。

⁵ <https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html> よりダウンロード可

⁶ 同上

⁷ 同上

⁸ 事業評価における衛星・GISデータ活用 (<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/gis/index.html>)

⁹ 個別案件に係る現地での情報収集調査方法（踏査先を含む）については、調査の効率性や安全対策等の観点から、提示されている調査方法とは異なった調査方法の提案を認めます。このため、この条項については、優先契約交渉権者との契約交渉の結果に沿って修文されることとなります。

これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。

- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①舗装補修距離(km)、②日交通量(台/日)(コンゴ日本大通り)、③旅客数(人/年)(コンゴ日本大通り)の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それがキンシャサ市内の交通網の利便性向上や社会サービスへのアクセス改善にどのような影響をもたらしているかを確認する。
また定性的効果であるキンシャサ市内道路状況の改善による道路の利便性(通行のしやすさ・安全性等)の向上やキンシャサ市内の社会サービスへのアクセス改善についても確認する。
- ・本事業は「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」(2010年4月制定)においてカテゴリCに分類され、環境への望ましくない影響は最小限であると判断された。
- ・整備した機材については、その整備や維持管理状況(誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等)を確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「アルメニア共和国向け無償資金協力「エレバン市道路維持管理機材整備計画」の事後評価等(2007年)では、整備機材のスペアパーツの発注から到着までに長時間を要し、その間機材を使用できない事例があった。本事業では当国やその近隣諸国の販売代理店においてスペアパーツが入手可能な機材選定を行った」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くキンシャサ市地域の住民が想定されるが、特定の用途に用いられる機材供与という本案件の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

2) ブルキナファソ：ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト(ワガドゥグ市内にあるバイパス道路、全延長約7km)の現状を踏査して情報収集をする。インフラ省規格・技術調査・監理局についても、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA内の他の事業・支援等との連携(相乗効果・シナジー等)、③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等を確認する。事前評価表では、②について本事業は開発計画調査型技術協力「西アフリカ成長リング回廊整備戦略的マスタープラン策定プロジェクト」(2015～2017)で対象とする回廊の起点をなしていることから、同プロジェクトで提案された他の活動とともに当国の「運輸セクター戦略」を具体化するものと想定されていた。これら②～③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果①年平均日交通量(台/日)、②平均走行速度の向上(km/h)、③年平均旅客人数(人/日)、④年平均貨物量(t/日)の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが経済活動や市民生活にどのような影響をも

たらしめているかを確認する。また、定性的効果として走行時間の短縮による事業対象区間における輸送コストの低減、二輪車とその他車両の走行分離による安全性の向上、歩道及び歩道橋の設置による歩行者の安全性の向上に関する変化を確認する。

- ・整備した道路については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月制定）において、カテゴリ-Bに分類され、道路・橋梁セクターに該当し、事前評価表には用地取得や非自発的住民移転は発生しないとされているが、道路の拡幅に伴い、住民移転計画（RAP）に基づき852名の経済的移転を伴うと記載されている。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「一部箇所において不良土が存在することが判明しているため、良質土への置換工を講ずるとともに交差点における大型車の低速走行の影響を考慮し、アスファルトに改質剤を適用する」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くワガドゥグ市の住民が想定されるが、広範囲の地域にまたがるインフラ事業である本事業の特性に鑑み、具体的に取残されやすい受益者の指定は行わない。

3) ブルキナファソ：中学校校舎建設計画

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに、プロジェクトサイト29校¹⁰（中央北部州8校、中央州14校、中央プラトー州7校¹¹）のうち、中央州ワガドゥグ市内の6校の現状を踏査する。中央州（ワガドゥグ市を除く）、中央プラトー州については、それぞれ2校を選定し、現地調査補助員のみにより踏査を行う。残りの19校については、質問票もしくはオンライン・電話等遠隔での確認により評価分析を行う¹²。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等を確認する。事前評価表では③について、世界銀行が後期初等教育課程における学校運営委員会の設置を計画しており、学校運営・維持管理面での連携が想定されていた。③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。

¹⁰ 事前評価表は30校だが、業務完了報告書では中央州のDayoubsi校が対象外となり、29校となっている。

¹¹ プロジェクトサイトは、中央北部州の3県、中央州の1県、中央プラトー州の3県にそれぞれ分布している。

¹² 中央州（ワガドゥグ市を除く）、中央プラトー州における対象校の選定基準についてはプロポーザルで提案すること。なお、対象校は本調査で発注者と協議の上決定するので提案不要。

- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある定量的効果①対象サイトにおける後期初等教室数（教室）、②対象3州における公立中学校および中高一貫校数（校）、③対象サイトにおける継続使用可能な教室で就学可能な生徒の数（人）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認すること。また、「定性的効果」では、中学校施設及び教室用家具等の整備により、良好な学習環境を整備することで、後期初等教育へのアクセス拡大及び教育の質の向上に寄与したかを確認する。男女別のトイレを整備することにより、女子生徒に快適、安全な学習環境が整備されたか、について確認する。
- ・本事業で建設・整備した施設につき、稼働状況や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）、事後評価時点で予算や技術は十分かどうか等について確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「技術面・財務面を考慮して適切な施工業者選定基準を設定することとし、確実な施工監理が可能な範囲を対象地域として設定する」と記載されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として広く3州の生徒が想定されるが、その中でも特に貧困層、障がい者、女子生徒については、事業効果から取り残されやすいと考えられる。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

4) タンザニア：第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画

- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・本事業は簡易型にて実施する。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（ダルエスサラーム市、ニューバガモヨ道路：モロッコ交差点からムウエンゲ交差点までの区間：約4km）の現状を踏査して情報収集をする。運輸省、道路総局、運輸局についても、業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA 内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA 外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等に関して、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうかを確認する。事前評価表では③について、世界銀行及びアフリカ開発銀行がバス高速輸送システム（Bus Rapid Transit、以下「BRT」）を支援しており、本事業においては中央分離帯に BRT レーン用地を確保するという連携が想定されていた。③について、実際に連携/調整が行われ、具体的な成果の発現があったかどうかを確認する。
- ・本事業の有効性・インパクトについては、事前評価表に記載のある運用効果指標①年平均日交通量（台/日）、②輸送量 旅客数（人/年）、③輸送量 貨物量（トン/年）、④対象区間の平均速度（ピーク時）（モロッコ交差点ームウエンゲ交差点）（km/h）⑤道路の冠水日数（日/年）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認する。定性的効果として、旅客輸送

等の定時性確保、交通の利便性の向上、車線分離を通じた交通安全の改善も確認し、同道路の渋滞緩和により、ダルエスサラーム市の交通・物流の円滑化にどのような影響をもたらしているかを確認する。

- ・本事業は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月制定）において、カテゴリ-Bに分類され、道路橋梁セクターに該当し、住民移転、用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・整備した道路については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対処されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、本事業の事前評価表には、「アフリカで実施された道路分野の無償資金協力案件において、完工後、轍掘れやひび割れ等の品質低下が生じた事例があり、本事業においては、軟弱地盤の範囲を特定済みであり良質土への置換工等の対策を講ずるとともに、排水不良により道路損傷が進行する可能性がある箇所においては排水工を施す計画とすること」、「『ニューバガモヨ道路拡幅計画』（2010年～2014年）では、大量の不良土の存在が施工時に判明している為、本事業では現地の気象条件を考慮して舗装の耐流動性を高めるとともに、交差点やバス停では低速走行及び油漏れ耐性を考慮した設計とすること」が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として広くダルエスサラーム市の住民が想定されるが、その中でも特に女性や取り残されやすい人々への配慮として、段差を最小限とする設計や、夜間走行の安全性確保と犯罪予防への考慮等がなされていた。本事後評価で各評価項目を確認するにあたっては、事後評価レファレンス（別添7）「LNOBの視点に立った事後評価」も参照しながら、そうした取り残されやすい受益者へも公平に裨益したか、既存資料および実施機関へのヒアリング、定性調査から確認できる範囲で検討すること。

5) リベリア：モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画、第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画

- ・本事業は2つのプロジェクト「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」（以降、第一次）、と「第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」（以降、第二次）を一体評価するものである。
- ・原則、全サイトの現状を把握した上で評価判断を行う。
- ・業務従事者は現地調査補助員とともに本サイト（モンロビア首都圏の幹線道路にあるソマリアドライブ、全延長約13km）の現状を踏査して情報収集をする。公共事業省については業務従事者が現地調査補助員とともにヒアリングを行い情報収集する。
- ・本事業の整合性については、①日本政府・JICA 開発協力方針との整合性、②JICA内の他の事業・支援等との連携（相乗効果・シナジー等）、③JICA外の機関との連携/調整、国際的枠組み等との協調等について、実施中・事後評価時点で実際に連携/調整が行われたか、具体的な成果があったかどうか

かを確認する。特に③については第二次復旧計画の事前評価表では、具体的な連携の想定として記載はされていないが、世界銀行がモンロビア市内の幹線道路改修事業を手がけ、本事業の終点であるレッドライト交差点の改修支援に向けた調査を実施中との記載があることから、この点についても調査を行うこと。

- ・本事業の有効性・インパクトについては、第一次の事前評価表に記載のある定量的効果①朝夕渋滞時の車での所要時間（分）、②バス等の渋滞による追加支払い、第二次の事前評価表に記載されている③乗用車換算車両走行台数（台/日）Free Port 交差点～Red Light 交差点間、④輸送量 旅客数（人/年）、貨物量（トン/年）Free Port 交差点～Red Light 交差点間、⑤走行時間（分）Free Port 交差点～Red Light 交差点間（朝ピーク時）の変化について、事業開始前と事業完了以降の実績値を確認し、それが周辺道路の安全性、経済活動や市民生活にどのような影響をもたらしているかを確認する。また、定性的効果として、歩道整備による歩行者等の安全確保、排水施設の整備により雨水の侵入による路盤破壊が防げ、維持管理頻度が軽減されているかを確認する。
- ・第一次は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2004年4月制定）において、カテゴリAに分類され、道路橋梁セクター及び影響を及ぼしやすい特性に該当し、非自発的住民移転、用地取得が発生する見込みとされていた。本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・第二次は、「国際協力機構環境社会配慮ガイドライン」（2010年4月制定）において、カテゴリBに分類され、道路橋梁セクターのうち大規模なものに該当しないとされているが、対象用地内に無許可の構造物（建物等）があり、被影響住民40名が確認されている等があるため、本事業が左記ガイドラインに則り適切な対応がとられていたか、同国国内手続き及び住民移転計画に沿って実施されたかを確認し、正負のインパクトに留意して分析する。なお情報収集に当たっては、当事者と係争に発展している場合等も念頭に置き、ヒアリング対象者の認識に配慮したインタビューとすること。
- ・汚染対策として、第一次の事前評価表には、工事中の大気質、騒音等については、散水及び作業時間の制限等の対策が取られ、事業開始後の騒音については植樹等の対策が取られるとある。また、第二次においては、第一次でのそれら対策に加え、建設重機から発生する廃油等の適切な処分等の記載がある。これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・自然環境面については、第一次と第二次の事前評価表には、事業対象地域はラムサール条約に登録されているメシュラド湿地に隣接しているが、工事中の水質汚染には特に留意し、影響を最小化すると記載されているが、実際はどのように対応されたかを確認する。
- ・モニタリングについては、大気質、水質、騒音等については、工事中は公共事業省及び施工業者、供用後は公共事業省が担当し、移転、生計回復については公示前、工事中、供用後に公共事業省が担当することになっている。これらの視点について、どのように対応されたかを確認する。

- ・安全対策について、第二次の事前評価表には、不発弾汚染処理地域であるため詳細計画で磁気探査を実施し、不発弾が発見された際の除去はリベリア軍が実施するとある。これらの視点について、どのように対応されたかを確認する。
- ・整備した道路については、その整備や維持管理状況（誰がどのように管理し、問題が起きた際はどのように対応されているのか、運営維持管理に関する実施機関の人員、予算や技術は十分であるか等）を確認する。
- ・過去の類似案件の教訓から、第一次の事前評価表には、「必要な舗装厚を設けるだけでなく、荷重が特にかかる箇所については設計時に改質アスファルトの使用やコンクリート舗装を採用する予定。また、施工時にはホイールトラッキング試験を行う等して舗装の品質管理を徹底する」点、第二次の事前評価表には、「計画交通量の設定や舗装構成などの設計条件について留意すべきとの教訓に基づき、本事業では大型車交通量とともに、過積載を考慮した舗装設計とした」点が明記されている。本事業では、これらの視点についてどのように対応されたかを確認する。
- ・なお、本事業の最終受益者として、広くモンロビア首都圏の住民が想定されるが、広範囲の地域にまたがるインフラ事業である本事業の特性に鑑み、具体的に取り残されやすい受益者の指定は行わない。

（３）ローカルリソースの活用

業務の履行体制として、主に以下の業務を担当する適切な現地調査補助員¹³を確保すること。

- 実施機関や JICA 事務所を含む関係者、インタビュー対象者等との連絡・調整
- 既存情報収集の支援
- サイト視察に係る連絡調整、又は視察の代行
- 質問票の回収やインタビュー後のフォローアップ

（４）評価プロセスにおける発注者への確認

評価のプロセスにおいて、以下の段階で発注者の承諾を得るものとする。各プロセスにおいては、機構内関係部署からのコメントの取り付け等が必要となるため、受注者が案を提出してから括弧内の日数が必要となることに留意すること。また、英文・仏文（仏文についてはコンゴ民主共和国「キンシャサ市道路維持管理機材整備計画」、ブルキナファソ「中学校校舎建設計画」、ブルキナファソ「ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画」案件のみ。以下同様）で作成したものについては、発注者に提示する前にネイティブチェックを行うこと。

- 評価方針（和文）の確定（25 営業日）
- 事前事後比較表（和文）の確定（25 営業日）
- 評価報告書（和文）の最終確定（30 営業日）
- 評価報告書（英文）の確定（25 営業日）

（５）発注者による様式等の提示

¹³ 現地調査補助員の備上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等については、プロポーザルで提案すること。可能であれば、現地事情に精通し、踏査対象サイトでの調査に支障をきたさず、かつ治安状況の把握も可能な人材を備上することが望ましい。

評価方針、事前事後比較表、評価報告書等については、発注者が記述様式を提示する。なお、評価報告書については、発注者が提示する「外部事後評価報告書・記載要領」に基づいた記述とすること。

第4条 調査の内容

(1) 調査対象実施機関に対する現地説明用資料の作成

対象案件ごとに事後評価調査の概要（現地調査計画を含む全体スケジュール、調査団の構成、案件概要）等を記載した実施機関向け資料（現地説明用資料（英文・仏文））を作成する。なお、当該資料には、機構の事後評価制度の概要を含むものとする。

(2) 評価方針の作成

対象案件に係る既存の文献・報告書等をレビューし、対象案件の経緯や概要、実績等を整理・分析する。外部事後評価レファレンス（2024年度版）に基づき、対象案件ごとに評価方法、評価工程・手順を検討し、既存のデータ・情報と現地調査で入手すべき情報を整理した評価方針（案）を作成し、発注者の承諾を得る¹⁴。

(3) 質問票の作成

評価方針に基づき、対象案件ごとに調査対象実施機関及び関係者に対する質問票（英文・仏文）を作成する。質問票については、発注者から相手国調査対象実施機関に送付するため、受注者の現地調査開始15営業日前までに質問票案を提出すること。質問票は回答のしやすさを念頭に作成し、不必要な質問を排除するよう配慮する。

(4) 評価に必要な情報の収集・整理（第1次現地調査）

上記の現地調査説明資料および評価方針を踏まえ、現地調査計画および各案件の評価方針を実施機関（必要に応じて相手国関係機関）およびJICA事務所に説明する。実施機関等との協議に際しては、JICAが提供する既存資料を用いてJICAの事後評価制度の概要を説明する。また、評価方針に基づき、事後評価に必要なとなる文献・資料の収集、指標（代替指標含む）にかかるデータの収集、事業サイト実査、関係者へのインタビューを実施する。また、発注者が事前に送付した質問票の回答を調査対象実施機関から入手し、必要に応じ追加のヒアリングを行う。日本側の関係機関等についても、評価方針に基づき関係者へインタビュー等を実施し情報を収集する。なお、第1次現地調査の最後にJICA事務所への報告を行うこと。

¹⁴ 評価部の確認に15営業日（通常3回往復のやり取り）、その後関係部署からのコメント取り付けに10営業日が必要です。

(5) 詳細分析

リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」、「第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」 ※衛星データ利用については、指標を含む有効性・インパクトの分析を補完するため、衛星データを活用した分析デザインを行う。但し、衛星データは無償提供データを利用することを前提とする¹⁵。本分析は報告書内にコラムとして纏める。

(6) 事前事後比較表（案）の作成及び暫定評価

収集された情報等に基づき、対象案件ごとに、事業計画時点での想定（事前）と事業実施後の現時点での実態（事後）を評価項目ごとに比較した事前事後比較表（案）（原則 15 ページ以内）を作成する。その際暫定的にレーティングを付与する。併せて提言・教訓の方向性を検討する。事前事後比較表（案）について、（発注者が開催する検討会において）発注者に説明し、承諾を得る。

(7) 暫定評価に係る実施機関との協議（第 2 次現地調査）¹⁶

上記（6）の暫定的な評価につき、調査対象実施機関と協議を行う¹⁷。なお、実現性の高い提言となることを目的として、実施機関のみならず、提言内容の実施者として想定される相手国関係機関等との間で、提言・教訓を含む評価の方向性につき協議を行う。

(8) 提言・教訓の検討

収集された情報等に基づき、目標とされた事業効果の発現やその持続性確保等を目的とした提言及び今後の類似案件実施に向けた教訓を取りまとめる。

(9) 調査対象実施機関への評価結果概要フィードバック

上記（7）及び（8）を踏まえた評価結果概要について、実施機関、相手国関係機関、JICA 事務所等へ報告し、コメントを聴取する。

(10) 追加情報の収集

上述までの結果を踏まえ、事後評価確定に追加で必要となる情報・データを収集する。なお、上記（9）及び（10）の業務については、調査対象国へ渡航して実施することを想定する。なお簡易型評価対象案件に関しては、業務従事者の指示のもと現地調査補助員が行うことを想定する。

(11) 評価報告書¹⁸（案）の作成

上記（10）までの結果を踏まえ、対象案件ごとに原則 20 ページ以内の評価報告書（案）（和文）を取りまとめ、発注者の承諾を得る¹⁹。和文の承諾後、評価

¹⁵ 衛星データを用いた分析方法については、プロポーザルで提案すること。

¹⁶ 簡易型評価の場合には、第 2 次現地調査は実施しないため、本項に記載の協議については、必要に応じて遠隔にて実施する。

¹⁷ 暫定的な結果については、確定前の評価のため、情報の扱い方には十分に留意すること。

¹⁸ 簡易型評価の場合は「評価報告書」を「評価結果票」に読み替えてください（結果票は原則 10 ページ以内）。

¹⁹ 評価部、関係部署からのコメント取り付けにそれぞれ 15 営業日が必要です。なお、英語版以外の報告書は実施機関への参考資料の位置づけとなります。

報告書（案）（英文・仏文）を作成し、発注者の承諾を得る²⁰。その後、英文について発注者が相手国調査対象実施機関等からのコメントを取り付け、そのコメントも踏まえ評価報告書（案）（和文・英文）を最終化し²¹、発注者の承諾を得る。

（12）教訓シートの作成

評価結果の確定内容を踏まえ、発注者が提示する雛型に基づき、対象案件ごとに個別プロジェクト教訓シート（和文・英文）を作成する。

（13）紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー

ブルキナファソ「ワガドゥグ東南部タンソババイパス道路改善計画」、ブルキナファソ「中学校校舎建設計画」で活用した、上記第4条（1）の紛争影響国・地域の事業評価の手引きについて、当該事後評価案件の評価分析結果を踏まえ、今後の事業評価における手引きの活用について、以下の点を含めた提言（和文）を作成する。本文2ページ程度で、フォーマットは特に指定しないが、内容については、JICAと協議した上で作成する。

- 手引きを活用した評価において、特に情報収集や評価判断が難しいと思われた箇所
- 上記を踏まえて、手引きの更なる修正が必要と思われた箇所
- 今後の紛争影響国における手引き活用における提案

第5条 報告書及び提出物等

（1）成果品

1）評価報告書（和文・英文）

- ・ 詳細分析を実施した案件は同分析に基づくコラムを含む。
- ・ 簡易型の場合は評価結果票とする。また、要旨あるいは要約版を作成する場合は当該資料も含む。
- ・ 報告書の仕様は以下のとおりとする²²。

提出様式：電子データ（PDF版・Word版：CD-R 3部）による提出。

提出期限：契約履行期限末日

（2）提出物

1）収集資料²³

- ① 一次データ（定量調査であれば、データ収集用の質問票・分析に用いたデータセット、定性調査であればインタビューの記録資料など、一次データの処理・分析用ファイルを含めること。

²⁰ 評価部の確認に10営業日、相手国実施機関等からのコメント取り付けに15営業日が必要です。

²¹ 評価報告書（案）の最終化は（和文・英文）のみとする。

²² 最終報告書の記載方法等については、第3章プロポーザル作成に係る留意事項 2. 業務実施上の条件（3）配付資料／公開資料等を参照のこと。

²³ 契約締結後に、別途打合簿にて、収集資料の内容を取り交わす。

- ② 現地で撮影した案件内容の説明に相応しい写真5枚/案件程度（解析度300～350dpi）²⁴
- 2）紛争影響国・地域の事業評価の手引きの活用提言ペーパー（第4条（13）参照）（第4条（12）参照）
- 3）教訓シート（第4条（12）参照）
- 提出様式：電子データ（CD-R 1部）による提出。
- 提出期限：上記（1）と同じ。

第6条 その他

（1）関係者との連絡

発注者との連絡を緊密に行い、調査進捗状況の報告にあたっては、資料を用いて効果的・効率的な報告となるよう配慮すること。なお、評価調査開始時に JICA から実施機関に対し「案件通知レター」と「評価者通知レター」を送付している。それらを元に、原則受注者が実施機関等相手国関係機関や JICA 事務所に対する面談・会議の手配を行うこと。

（2）安全管理

現地業務に先立ち、発注者の国別安全対策情報をホームページ（利用者登録の上 ID、パスワードを入手し閲覧）で必ず最新版を確認すること。発注者は、海外渡航管理システム（トコカン）を通じて海外での有事の際に対象地域に滞在している JICA 事業関係者の情報を検索し、注意喚起情報や安否確認メッセージの発信、対象者の応答確認を行うため、渡航の際には登録すること。現地滞在中は安全管理に十分留意すること。当地の治安・新型コロナウイルス感染状況については、在外公館および JICA 事務所において十分な情報収集を行うと共に、現地調査時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼および調整作業を十分に行うこと。また、JICA 事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段等について JICA 事務所と緊密に連絡をとるよう留意すること²⁵。

（3）個人情報

本業務により作成される評価報告書等は、発注者のホームページ上で評価者の氏名を記載し、外部公開する予定。これは、評価の客観性、透明性の確保を目的とするものである。当該目的以外に利用する場合は、発注者の個人情報の保護に関する実施細則（平成17年細則（総）11号）等に基づく取扱いとなる。

第7条 「相談窓口」の設置

発注者、受注者との間で本特記仕様書に記載された業務内容や経費負担の範囲等について理解の相違があり発注者と受注者との協議では結論を得ることができない場

²⁴ 写真は当該案件を年次評価報告書に掲載する場合等に使用します。写真撮影に当たっては「肖像権ガイドライン」を参照してください。なお、当該案件を年次評価報告書に掲載することとなった場合、同案件の評価業務従事者に原稿の執筆を依頼します（JICA の原稿謝金基準に従い謝礼をお支払いします）。

²⁵ 詳細は HP を参照のこと。<https://www.jica.go.jp/about/organization/safety/rule.html>

合、発注者か受注者のいずれか一方、もしくは両者から、定められた方法により「相談窓口」に事態を通知し、助言を求めることができる。

以上

**プロポーザルにて特に具体的な提案を求める事項
(プロポーザルの重要な評価部分)**

プロポーザルの作成に当たっては、特に以下の事項について、コンサルタントの知見と経験に基づき、第3章1.(2)「2)業務実施の方法」にて指定した記載分量の範囲で具体的な提案を行うこと。詳細については特記仕様書案を参照すること。なお、プロポーザルにおいては、特記仕様書案の内容と異なる内容の提案については、これを認めています。プロポーザルにおいて代替案として提案することを明記し、併せてその優位性／メリット及び費用／コストについての説明を必ず記述してください。見積書については、同代替案に要する経費を本見積に含めて提出することとします(ただし、上限額を超える場合は、別提案・別見積としてください)。代替案の採否については契約交渉時に協議を行うこととします。

No.	提案を求める内容	特記仕様書案での該当条項
1	設定されている指標データの入手方法、又はより適切な代替指標が考えられる場合はその指標及び入手方法について	第3条(1)調査・分析の実施基準、脚注4
2	対象校の選定基準について	第3条(2)3)ブルキナファソ:中学校校舎建設計画、脚注12
3	現地調査補助員の傭上方法や確保できる人材の目途、活用の範囲等について	第3条(3)ローカルリソースの活用、脚注13
4	衛星データを活用した分析方法	第4条(5)詳細分析 リベリア「モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」、「第二次モンロビア首都圏ソマリアドライブ復旧計画」、脚注15

第3章 プロポーザル作成に係る留意事項

1. プロポーザルに記載されるべき事項

プロポーザルの作成に当たっては、「コンサルタント等契約におけるプロポーザル作成ガイドライン」の内容を十分確認の上、指定された様式を用いて作成してください。

(URL: <https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/20220330.html>)

(1) コンサルタント等の法人としての経験、能力

1) 類似業務の経験

評価対象とする類似業務：事業評価に係る業務

2) 業務実施上のバックアップ体制等

3) その他参考となる情報

(2) 業務の実施方針等

1) 業務実施の基本方針

2) 業務実施の方法

1) 及び2) を併せた記載分量は、20 ページ以下としてください。

3) 作業計画

上記1)、2)での提案内容に基づき、本業務は成果管理であることから、作業計画に作業ごとの投入量(人月)及び担当業務従事者の分野(個人名の記載は不要)を記述して下さい(様式4-3の「要員計画」は不要です)。

4) 業務従事予定者ごとの分担業務内容(様式4-4)

5) 現地業務に必要な資機材

6) その他

(3) 業務従事予定者の経験、能力

1) 評価対象業務従事者の経歴

プロポーザル評価配点表の「3. 業務従事予定者の経験・能力」において評価対象となる業務従事者は以下のとおりです。評価対象業務従事者にかかる履歴書と担当専門分野に関連する業務の経験を記載願います。

・評価対象とする業務従事者の担当専門分野

➤ 業務主任者／〇〇

※ 業務主任者が担う担当専門分野を提案してください。

2) 業務経験分野等

評価対象業務従事者を評価するに当たっての格付の目安、業務経験地域、及び語学の種類等は以下のとおりです。

【業務主任者（業務主任者／〇〇）格付の目安（3号）】

- ① 対象国及び類似地域：コンゴ民主共和国、ブルキナファソ、タンザニア、リベリア及びその他全途上国地域
- ② 語学能力：英語

※ なお、類似業務経験は、業務の分野（内容）との関連性・類似性のある業務経験を評価します。

2. 業務実施上の条件

(1) 業務工程

2024年8月～2025年10月

(2) 業務量目途

1) 業務量の目途

約10.83人月

2) 渡航回数を目途 全9回

タンザニア（無償）「第二次ニューバガモヨ道路拡幅計画」は簡易型での実施のため、第2次調査を実施しません。なお、上記回数は目途であり、回数を超える提案を妨げるものではありません。

(3) 配付資料／公開資料等

1) 配付資料（全案件共通）

- 【ひな型】評価報告書_資金協力（英）Ver3
- 【ひな型】評価報告書_資金協力（和）Ver3
- 【ひな型】評価方針_事前事後比較表_無償 Ver3
- 【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力（英） Ver3
- 【ひな型・簡易型】評価結果票_資金協力（和）Ver3
- 【ひな型・簡易型】評価方針_事前事後比較表_資金協力 Ver3
- 【ひな型・簡易型_通常版ベース】評価方針_事前事後比較表_資金協力 Ver3
- 【全スキーム共通】外部事後評価報告書・記載要領 Ver3
- 【全スキーム共通】外部事後評価における調査手法のレファレンス（2018年度改訂版）
- 2022年8月版「紛争影響国・地域の事業評価の手引き」
- 簡易型外部事後評価について（外部評価者用）

2) 公開資料

- ・ 事業事前評価表（全スキーム）
<https://www2.jica.go.jp/ja/evaluation/index.php>（案件名で検索）
事前評価表が未公表の場合は、以下よりご確認ください。
- ・ JICA 図書館にて公表されている報告書等²⁶
<https://libportal.jica.go.jp/library/public/Index.html>
（案件名またはキーワードで検索）

3) その他関連資料

- ・ JICA 事業評価ガイドライン（第2版）
- ・ JICA 事業評価ハンドブック（Ver. 2.0）
- ・ 別冊【2024】外部事後評価レファレンス
[事業評価ガイドラインおよびハンドブック | 事業評価 | 事業・プロジェクト - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html)
(<https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/guideline/index.html>)（各リンク先よりダウンロード可能）
- ・ 事業評価年次報告書 2023
[事業評価年次報告書 2023 | 事業について - JICA](https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2023/index.html)
(https://www.jica.go.jp/activities/evaluation/general_new/2023/index.html)

(4) 対象国の便宜供与

概要は、以下のとおりです。

	便宜供与内容	
1	カウンターパートの配置	無
2	通訳の配置	無
3	執務スペース	無
4	家具（机・椅子・棚等）	無
5	事務機器（コピー機等）	無
6	Wi-Fi	無

(5) 安全管理

【コンゴ民主共和国】

1) 行動規制

- ・ 到着後、事務所にて滞在中の予定・滞在先の確認を行う。

²⁶ 無償資金協力の場合、準備調査報告書、基本設計調査報告書、事業化調査報告書等を検索することが可能。技術協力の場合、詳細計画策定調査、中間レビュー、終了時評価報告書等を検索することが可能。いずれも、一部の案件でのみ実施されている調査種別もあり、また、報告書が公表されていない案件も一部あります。

- ・ 事務所担当に旅券・査証のコピーを渡す。
- ・ 安全ブリーフィングを受ける。
- ・ 1年以上の長期滞在者は、滞在査証を取得するとともに、身分証明書の発給手続きを行う。
- ・ 行動は可能な限り複数名で行うことが望ましい。
- ・ 銃声、爆発音、デモ、集会などを目(耳)にした場合、決して近づかず、その場を離れる等、自身の安全確保を試みる。その上で、直ちに事務所安全対策担当に連絡すること。
- ・ 軍・警察関連の施設・設備や車列、空港等の写真撮影は控える。その他の場所でもカウンターパートや運転手に写真撮影の可否を事前に確認すること。
- ・ 滞在中における地方への移動・国外への渡航に関しては、事前に事務所安全対策担当に連絡のこと。
- ・ 日没後の外出は、必要最小限に留め、不要不急の外出は控える。
- ・ 都市間の移動開始・完了後は、事務所安全対策担当に携帯電話(携帯メールでも可)で連絡を行う。移動開始時に次回の連絡予定時刻を合わせて連絡する。

2) 安全な宿舎の手配

- ・ キンシャサ市における宿泊ホテルは、原則として比較的治安上問題の少ないゴンベ地区(東部及びデモルートとなる11月24日通り沿いを除く)もしくはンガリエマ地区 Basoko 川以東に限定する。JICA 関係者が直近数年で使用していないホテルは事前の安全確認が必須であるため、不明な場合は事務所安全対策担当に確認すること。
- ・ 賃貸住宅も同様に、原則としてゴンベ地区(東部及びデモルートとなる11月24日通り沿いを除く)もしくはンガリエマ地区 Basoko 川以東とすること。また契約前に、事務所安全対策担当に安全確認を依頼し、許可を得ること。

4) 通信手段

- ・ 通信手段(地上波携帯電話、衛星携帯電話)を常に携帯する。
- ・ 常に携帯電話で連絡が取れる状況にしておくこと。放電、盗難などがないように注意。

5) 移動手段

- ・ キンシャサ市内における移動手段は原則としてレンタカー、公用車、自家用車のみ可とする。徒歩移動、バス、流しのタクシー、バイク、鉄道の利用は禁止。ただし、Hotel Pullman 付近のコンゴ川岸とインフラユニットの間、及びその周辺地域においては特例としてジョギング・ウォーキング可(当該地域までは車で移動)。携帯電話は必ず携帯し、女性は複数名もしくは運転手同伴が望ましい。な

お業務の都合上、車を降りての現地踏査が必要となる場合の安全対策措置は個別に検討するため、前広に事務所に相談すること。

- ・乗車後はすぐに鍵をかけ、後部座席に乗車する場合でもシートベルトを必ず締めること。
- ・窓は極力開けず、換気用に開ける場合も指が入る程度までとし、全開しないこと（渋滞や信号待ちの場面では、泥棒やストリート・チルドレン（シェゲ）の格好のターゲットになりやすい）。
- ・都市間移動を伴う場合は、必ずコンボイ（複数車両）で移動する。コンボイの車列はお互いが目視できる距離であることを確認しつつ移動する（但し、別途後述の通り単独車両で走行可能な地域を定めている。）。
- ・新しいレンタカー運転手の場合は、下記を徹底させる。
 - 1 に安全、2 に慎重、速度違反と事故は絶対に許さない。時間厳守。
 - 最高速度は、市街地 60km/h、舗装路 100km/h、未舗装路 80 km/h とする。
 - 走行記録（Carnet de Bords）を必ず付け、毎日最後のサービス時に走行距離を確認し、苗字を漢字楷書でサインする（安全管理に加え、運転手による不正防止が目的）。
 - 関係者が乗車し、動き出す前に必ず施錠。走行中の携帯電話は禁止。
 - 目的地に着いたら、施錠したまま、エンジンを停止する。
 - 使用開始の際には、フロントガラスの見やすい位置に Délégation de la JICA の紙を貼り付けてあることを確認。ない場合は事務所に申し出、受領する。
- ・警官に停止を求められた場合は、基本的には運転手に対応させる。正規の警官のみならず、制服を着用した偽の警官による犯罪があり得るので、注意する。
- ・警官に旅券の提示を求められた場合は、コピーを見せる。どうしてもオリジナルを見せなければならない場合には、窓を閉めたまま窓越しに見せ、警官には渡さない。問題が解決しない場合は、事務所安全対策担当に連絡する。可能であれば運転手に警官の職位と氏名を確認させる。

6) 空港利用

【到着時】

- ・飛行機を降りたら、バスでターミナルに移動する。
- ・税関（X 線）を通過する際、バゲージ・クレーム・タグで、一つ一つ荷物の所有者確認が行われるので、手元に用意しておく。

【出国時】

- ・キンシャサ市内中心部からンジリ国際空港への道路は、日によって極度の交通渋滞が発生するため、十分余裕を持ってフライト予定時刻の 4 時間前には空港に向けてキンシャサ市内中心部を出発すること。

- ・ンジリ国際空港出発時のキンシャサ市税及び航空税支払い時に2枚のチケット（市税は白：納税証明書、緑：領収書、航空税は白：納税証明書、ピンク：領収書）が手交されるので、必ず受領する（1枚しか手渡されない場合は、必ず2枚あるはずだと主張し、受領する。納税証明書（白、各1枚）の市税分は出国審査カウンターにて、航空税分は搭乗時に回収される）。

7) その他

- ・有事に備えて、水・食糧の備蓄（1週間分程度）を行っておく。

①中央コンゴ州、マイ＝ンドンベ州、クウィル州、クワンゴ州、赤道州、チュアパ州、モンガラ州、サンクル州、ロマミ州、オー＝カタンガ州、ルアラバ州、オー＝ロマミ州、タンガニーカ州、チョポ州、南ウバンギ州と北ウバンギ州とバ＝ズエレ州のうち中央アフリカ国境地帯（外務省危険情報レベル3、4地域）を除く地域への渡航時の行動規範

- ・具体的な日程が決まる前でも、移動の計画が出た時点で、早期に事務所安全対策担当へ連絡するとともに、事前に現地情報の収集に努める。JICA 関係者が頻りに訪問していないサイトの場合には、事前に事務所安全対策担当が安全確認調査を行う場合もあるため、1か月以上前に連絡をする。
- ・移動前日までに車両チェックを行う。仏語によるコミュニケーションが可能な日本人、あるいは現地人スタッフ（英仏通訳でも可）を必ず帯同する。
- ・キンシャサ市から中央コンゴ州ムアンダ市までの国道1号線、キンシャサ市からクウィル州キクウィット市までの国道1号線、並びにオー＝カタンガ州カスンバレッサ市（ザンビア国境）からルブンバシを經由シルアラバ州コルウェジ市までを繋ぐ国道については、比較的治安もよく、路面もスタックのリスクが極めて少ないので、単独車両での移動可とする。
- ・日没から日の出までの都市間移動は禁止。やむを得ない事情がある場合は、事務所と相談のこと。但し、中央コンゴ州マタディ市からキンシャサ方面に移動する場合は、午前8時以降の出発とすること。
- ・飛行機での国内移動は、商業便 Congo Airways、UNHAS (United Nations Humanitarian Air Service)) 又は米 NGO (MAF) のチャーターフライトを利用する。航空機で移動する際には、国内移動であっても旅券（査証）、イエローカード、出張命令書 (Ordre de mission) の携行は必須。出張先でのレンタカー用に Délégation de la JICA の紙を忘れずに携行する。
- ・各人が携帯電話を、また必要に応じて行動グループごとに衛星携帯電話1台を携行し、携帯電話は常時電源を入れておく。

- ・非常用の食料、水を携行、あるいは現地調達することが望ましい。購入量の目安は、3日間×人数分。食料は可能な限り調理が不要なものを選択する。ロードミッションの場合にはファーストエイドキット、マラリア緊急対策セット（簡易検査キット+緊急治療薬（Coartem））を携行する。
- ・宿泊先は、都市・地域別に事務所が作成しているホテル情報を参照の上、原則として事務所安全確認済のホテル等とする。

②森林地域への渡航時の行動規範

- ・上記①に加え、以下の安全対策措置を講じることを条件とする。
- ・事務所が滞在地のロジスティック（宿泊、食事など）、医療機関及び政府機関の状況を事前に確認し、滞在の適否を判断する。
- ・事務所判断により、治安状況に応じて警察官を同行させる。

③コンゴ民北部・東部の外務省危険情報レベル 3、4 地域に隣接する地域（南ウバング州と北ウバング州とバ＝ズエレ州のうち中央アフリカ国境地帯を除く地域、チヨポ州、マニエマ州、タンガニーカ州）への渡航時の行動規範

- ・上記①に加え、現地での都市間移動手段は車両に限定し、やむを得ず渡し船等船舶で移動する場合には運航状況を確認した上で信頼性の高いものを使用し、かつ最小限の使用に留めることとする。

【ブルキナファソ】

1) 行動規制

- ・「海外安全対策ハンドブック」を熟読する。特に、【5テロ・暴動（騒擾）・誘拐対策】を参照し、テロに遭遇するリスクを回避するための具体的対策、テロに遭遇した場合の具体的対策、誘拐の標的にならないための具体的対策、誘拐されてしまった場合の具体的対策、について確認し、滞在中はそれらを踏まえた行動を徹底する。
- ・身分証明書を常に携帯する。
- ・夜間時間帯（21時から翌朝6:00）の外出は禁止。ただし、関係者宅での食事の場合は22時までの帰宅を条件に可とする。
- ・昼夜を問わず、車両による移動を基本とする。車に乗り込んだら、ただちにドアロックをし、大きく窓を開け放たない。車両の登録書を必ず携行する。
- ・事務所が規定するゾーニングを遵守し、立ち入り禁止区域には立ち入らない。
- ・短期滞在者が、業務外で訪問できる場所（レストラン、スーパー等含む）は事務所の定めによる。

2) 安全な宿舎の手配

- ・ JICA 事務所が指定したホテルに滞在する。同一案件の関係者は、原則として全員が同じホテルに滞在すること。

3) 通信手段

- ・ 携帯電話を常時所持する（夜間・就寝時なども含め常時所持）。マナーモードは、会議出席時以外などは解除することとし、着信に気づかないという状況が発生しないよう留意する。必要に応じ衛星通信手段を配備する。

4) 移動手段

- ・ 昼夜を問わず基本的には車両にて移動すること。21 時以降の移動は原則禁止とするが、空港への移動等業務上やむを得ない場合には、事務所と相談の上許可を得た場合のみ可能とする。その際にはタクシーなどの公共交通機関を利用せず、事務所公用車またはレンタカー等を手配する。

5) 空港利用

- ・ 出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。空港内及びその付近、軍が警備している場所では写真撮影をしない（拘束、撮影機器の没収などの恐れがあるため）。出発／到着ロビーは相対的に脆弱なエリアであるため、滞在時間を最小限とする。金曜離発着便による空港の利用を極力避ける。

※行政区分上のワガドゥグ市内に居住するローカル人材（現地職員、事務所・プロジェクトが直接契約するローカルコンサルタント、再委託先のローカルコンサルタント等）については、渡航措置対象外とする。

【タンザニア】

1) 行動規制

- ・ 23 時から翌日 5 時の間は外出禁止（車両での市内移動を含む）。
注：ダルエスサラームおよびザンジバルの市内～空港間は市内移動と見なす。
- ・ 日没後、日の出前の都市間幹線道路の移動は禁止。以下の空港及び市の移動は都市間幹線道路と見なす。
 - アルーシャ市及びモシ市～キリマンジャロ空港間。
 - ムベヤ市及びムベヤ・ソングウェ州境以西とソングウェ（ムベヤ）空港間。注：都市間を陸路で移動する場合には、18 時まで当日の最終目的地（都市又は空港）に到着できる日程を計画すること。
- ・ 夜間（日没後、日の出前）の歩行や自転車での移動は禁止。
- ・ 歩行時に荷物をたすき掛けしないこと（ひったくり被害時の怪我防止）。

2) 安全な宿舎の手配

- ・ダルエスサラーム市内では、Kariakoo 地区等、一部エリアでの宿泊は認められない（具体的な対象エリアについては「タンザニア国安全対策マニュアル」参照）。
- ・貴重品の管理に十分注意すること。

3) 通信手段

- ・携帯電話の常時携行（緊急時の連絡用）。

4) 移動手段

- ・バイクタクシー、長距離バス、ミニバス（ダラダラ）の利用禁止（ただし、長距離バス、ミニバス（ダラダラ）に限り、当地派遣の協力隊は除く。安全対策マニュアル参照）。
- ・日中でも人通りの少ない道の歩行は控え、出来る限り車で移動すること。
- ・三輪タクシー（バジャジ）の利用は極力避ける。（バジャジは四輪車と異なり安全面に懸念があることから、やむを得ず利用する場合でも他の交通手段を利用できない狭い路地やタクシーを傭上できない地方部等に限定する。）
- ・流しの無登録タクシーには乗らないこと。
- ・ザンジバル（ペンバを含む）へのフェリーを利用する場合
 - AZAM MARINE 社の高速フェリーを利用すること。
 注：AZAM MARINE 社は信頼性が高いと言われている。
- ・一般犯罪や水難事故時の対応の観点より上級船室（VIP 或いはロイヤルクラス）の利用を推奨。
- ・乗船後は非常口と救命胴衣の場所を確認すること。
- ・高波など悪天候（午後に多い）時には上船しないこと。

5) タンザン鉄道

- ・利用する場合には、「タンザニア国安全対策マニュアル」を確認すること。

6) 空港利用

- ・空港の滞在時間は最小限とし、空港で夜を過ごすことは認められない。
- ・乗継の際は制限エリア内に留まること。（空港周辺では凶悪犯罪が発生しているため、強く推奨）。
- ・特に置き引きに注意すること。

7) その他

- ・政治や宗教に関する言動には特に注意すること。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所への訪問を最小限とすること。

テロの標的となりやすい場所

- ・治安当局施設、駅、バスターミナル、宗教関連施設、大規模行事開催施設、欧米関連施設、デモや集会、統合型リゾート、大型ショッピングモール及びスーパー

マーケット、飲食店、バー、観光スポット、市場等騒乱やデモを見た場合は、速やかにその場所から立ち去り、JICA 事務所に連絡すること。

【リベリア】

1) 行動規制

- ・午後 11 時から午前 6 時は外出禁止。
- ・外国人の多い場所、不特定多数が集まる場所での行事、テロの標的となりやすい場所（治安当局施設、駅・バスターミナル、宗教関連施設、宗教行事開催場所、欧米関連施設、デモ行進や集会、レストラン、カフェ、バー、ショッピングセンター、大型スーパーマーケット、観光スポット、市場等）への訪問を最小限とする（ナイトクラブは立ち入り禁止）。
- ・日頃から行動パターン（通勤時間、使用する道路や施設）を固定しない。
- ・「テロ対策マニュアル」の遵守等。

2) 安全な宿舎の手配

- ・安全対策の手引きに記載のある宿泊施設または国際機関が常用している宿泊施設に滞在する。

3) 通信手段

- ・携帯電話を携行し、車輛移動時はドライバーにも通話可能な携帯電話を所持させる。

4) 移動手段

- ・移動は基本的に車輛を利用し、徒歩移動は極力控える。
- ・自分で運転せず、借り上げ車両または信用できる運転手のタクシーを利用する。

5) 空港利用

「ロバーツ国際空港～モンロビア市間の移動」参照。

6) その他

- ・車両の燃料は常に 1/2 以上あることを確認する。
- ・ガーナ事務所が作成する健康管理に係るマニュアルを一読する

3. プレゼンテーションの実施

本案件については、プレゼンテーションを実施しません。

4. 見積書作成にかかる留意事項

見積書の作成に当たっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン（2023年10月（2024年4月追記版））」を参照してください。

（URL：<https://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）

（1）報酬について

ブルキナファソ、リベリアでの業務については、「紛争影響国・地域における報酬単価の加算」の対象としますので、月額報酬単価の上限額が加算されます。「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」の「別添資料2：報酬単価」より、「紛争影響国・地域における報酬単価（月額上限額）」を参照してください。

（2）契約期間の分割について

第1章「1. 競争に付する事項」において、契約全体が複数の契約期間に分割されることが想定されている場合（又は競争参加者が分割を提案する場合は、各期間分及び全体分の見積をそれぞれ作成してください。

（3）上限額について

本案件における上限額は以下のとおりです。上限額を超えた見積が提出された場合、同提案・見積は企画競争説明書記載の条件を満たさないものとして選考対象外としますので、この金額を超える提案の内容については、プロポーザルには記載せず、別提案・別見積としてプロポーザル提出時に別途提出してください。

別提案・別見積は技術評価・価格競争の対象外とし、契約交渉時に契約に含めるか否かを協議します。また、業務の一部が上限額を超過する場合は、以下の通りとします。

- ① 超過分が切り出し可能な場合：超過分のみを別提案・別見積として提案します。
- ② 超過分が切り出し可能ではない場合：当該業務を上限額の範囲内の提案内容とし、別提案として当該業務の代替案も併せて提出します。

（例）セミナー実施について、オンライン開催（上限額内）のA案と対面開催（上限超過）のB案がある場合、プロポーザルでは上限額内のA案を記載、本見積にはA案の経費を計上します。B案については、A案の代替案として別途提案することをプロポーザルに記載の上、別見積となる経費（B案の経費）とともに別途提出します。

【上限額】

63,237,000円（税抜）

なお、定額計上分 1,718,000円（税抜）については上記上限額には含まれていません。定額計上分は契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、プロポーザル提出時の見積には含めないでください。プロポーザルの提案には指示された定額金額の範囲内での提案を記載ください。この提案はプロポーザル評価に含まれます。

また、上記の金額は、下記 (3) 別見積 としている項目を含みません。

なお、本見積が上限額を超えた場合は失格となります。

(4) 別見積について（評価対象外）

以下の費目については、見積書とは別に見積金額を提示してください。下記のどれに該当する経費積算が明確にわかるように記載ください。下記に該当しない経費や下記のどれに該当するのかの説明がない経費については、別見積として認めず、自社負担とします。

- 1) 直接経費のうち障害のある業務従事者に係る経費に分類されるもの
- 2) 上限額を超える別提案に関する経費
- 3) 定額計上指示された業務につき、定額を超える別提案をする場合の当該提案に関する経費

(5) 定額計上について

定額計上した各経費について、上述 (3) のとおり定額計上指示された経費につき、定額を超える別提案をする場合は別見積としてください。その場合、定額の金額のまま計上して契約をするか、プロポーザルで提案のあった業務の内容と方法に照らして過不足を協議し、受注者からの見積による積算をするかを契約交渉において決定します。

定額計上した経費については、証拠書類に基づきその金額の範囲内で精算金額を確定します。

	対象とする経費	該当箇所	金額（税抜き）	金額に含まれる範囲	費用項目
1	資料等翻訳費	第2章 特記仕様書 案第4条 調査の内容（1）、（3）、（12）	750,000 円	・ 翻訳（日本語⇔仏語） ・ 現地説明資料、質問票、報告書案 ・ 3 案件分	一般業務費
2	戦争特約保険料		968,000 円	ブルキナファソ 2 案件分（2 案件×2 回渡航）	旅費（その他：戦争特約保険料）

（6）見積価格について

各費目にて合計額（税抜き）で計上してください。

（千円未満切捨て不要）

（7）旅費（航空賃）について

効率的かつ経済的な経路、航空会社を選択いただき、航空賃を計上してください。

（8）機材について

業務実施上必要な機材がある場合、原則として、機材費に計上してください。競争参加者が所有する機材を使用する場合は、機材損料・借料に計上してください。

（9）外貨交換レートについて

1) JICA ウェブサイトより公示月の各国レートを使用して見積もってください。

(URL:https://www.jica.go.jp/announce/manual/form/consul_g/rate.html)

2) 上記1) に記載がない国については以下のレートを使用してください。

➤ 現地通貨：1 リベリアドル＝0.7957 円

（10）ランプサム（一括確定額請負）型の対象業務

本業務においては、「第2章 特記仕様書」で指示したすべての業務を対象としてランプサム（一括確定額請負）型の対象業務とします。

(11) その他留意事項

ブルキナファソ国内における宿泊については、安全管理対策上の理由から JICA が宿泊先を指定することとしているため、宿泊料については、一律 18,650 円／泊として計上してください。また、滞在日数が 30 日又は 60 日を超える場合の逡減は適用しません。

別紙：プロポーザル評価配点表

プロポーザル評価配点表

評価項目	配点	
1. コンサルタント等の法人としての経験・能力	(10)	
(1) 類似業務の経験	(6)	
(2) 業務実施上のバックアップ体制等	(4)	
ア) 各種支援体制 (本邦/現地)	3	
イ) ワークライフバランス認定	1	
2. 業務の実施方針等	(65)	
(1) 業務実施の基本方針、業務実施の方法	35	
(2) 作業計画等	30	
3. 業務従事予定者の経験・能力	(25)	
(1) 業務主任者の経験・能力/業務管理グループの評価	業務主任者 のみ	業務管理 グループ/体制
1) 業務主任者の経験・能力： <u>業務主任者/〇〇</u>	(25)	(10)
ア) 類似業務等の経験	12	5
イ) 業務主任者等としての経験	5	2
ウ) 語学力	5	2
エ) その他学位、資格等	3	1
2) 副業務主任者の経験・能力： <u>副業務主任者/〇〇</u>	(-)	(10)
ア) 類似業務の経験	-	5
イ) 業務主任者等としての経験	-	2
ウ) 語学力	-	2
エ) その他学位、資格等	-	1
3) 業務管理体制	(-)	(5)